

第四十八号議案

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区立北小岩八丁目南児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立北小岩八丁目南児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。